

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則概要

総務部市町村課

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）の一部が改正されました。

それに伴い、住民基本台帳法施行細則において所要の規定の整備を行いました。

2 改正内容

引用している住基法の「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改めました。

3 施行日

令和7年3月31日